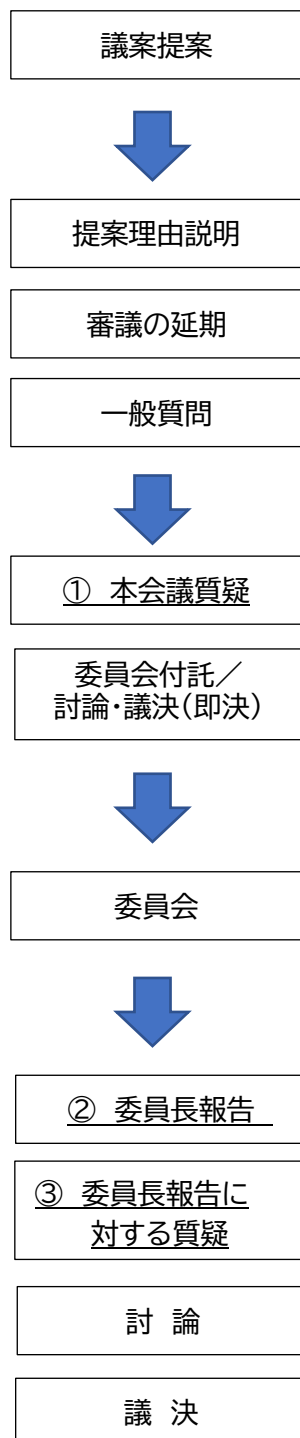


定例会の運営について

(塩見委員提案内容)

現在、傍聴議員を含めて全議員が委員外議員として委員会で発言ができる。そのため、「① 本会議質疑」、「② 委員長報告」、「③ 委員長報告に対する質疑」は「実質」省略され、形骸化しているが、本会議だけを傍聴する市民からは、どのような審査過程を経て目の前の採決に至るのが見えにくい。委員会運営のあり方と合わせて見直し検討が必要である。

【議案審議の流れ】



(生駒市議会における取扱いについて)

① 本会議質疑

生駒市議会会議規則第59条には「質疑は、同一議員につき、同一議題について 3 回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。」と規定されていることから、質疑の回数は原則3回である。

また、申合せにより発言時間は、30分としている。

② 委員長報告

先例では、「常任委員会及び特別委員会の委員長報告については、委員会の開催日、審査件名及び審査結果の報告とするのが例である。」としている。

③ 委員長報告に対する質疑

申合せでは、「委員長報告に対する質疑については、当該委員は、審査概要を十分承知していることから、行わないものとする。」としている。

また、先例では、「委員長報告に対する質疑は、行わないのが例である。」としている。

(生駒市議会の委員会運営について)

・委員会の同時開催は行っておらず、議員は自分の所属する委員会以外の委員会を傍聴でき、委員外議員として発言できる機会を設けている。

・委員会開催時にはホームページでライブ中継を行い、終了後会議録が作成されるまで録画映像を配信している。

・委員会会議録を作成し、ホームページ上に公開している。